

広島県立歴史民俗資料館管理運営規則（昭和五十四年広島県教育委員会規則第六号）第三条第二項の規定によつて、広島県立歴史民俗資料館を次のとおり臨時開館又は臨時休館する。

令和八年三月十九日

広島県立歴史民俗資料館長 伊 藤 雅 哉

一 臨時開館日

令和八年七月六日、同月十三日、同月二十一日及び同月二十七日並びに同年八月三日、同月十日、同月十七日、同月二十四日及び同月三十一日

二 臨時休館日

令和八年七月一日、同月八日、同月十五日、同月二十二日及び同月二十九日並びに同年八月五日、同月十九日及び同月二十六日